

議 会 運 営 委 員 会

令和8年6月11日（木）

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕岡本委員長、小川副委員長、

今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員

〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、末田財政課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長、山崎書記

議 題

1 令和8年6月浜田市議会定例会議について

(1) 浜田市物価高騰対策パッケージ事業（案）について

資料1

(2) 付議事件及び付託案について

資料1-1、1-2、1-3

(3) 議会提出議案について

ア 発議第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

資料1-4

(4) 会議予定について

資料1-5

(5) その他

2 令和8年6月浜田市議会定例会議 陳情付託先等の確認について

資料2

3 浜田市議会基本条例の運用等について

資料3-1、3-2

・浜田市議会重要案件の意見交換会規程及び実施要領の一部改正について

4 その他

(1) 令和8年3月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

資料4

(2) その他

浜田市物価高騰対策パッケージ事業【案】

令和8年6月11日
議会運営委員会資料
市長公室

※6月市議会定例会議に諮り、議決を得た上で、できるものから順次実施する予定です。

市の独自支援策

○事業費 7億1,200万円（財源内訳は、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金6億8,000万円、一般財源3,200万円）※網掛け部分は令和8年3月までに公表済み

NO	予算提案時期	担当課	事業名	事業内容等	事業費
公表済事業	12月	商工労働課	プレミアム付「はまだ応援チケット」発行事業(第5弾)		2億6,760万円
公表済事業	3月	水道管理課	水道の基本料金の減免		1億1,310万円
公表済事業	3月	環境課	水道未普及地域等物価高騰対策事業		310万円
公表済事業	3月	地域福祉課	障がい福祉サービス施設物価高騰対策応援金		1,050万円
公表済事業	3月	健康医療対策課	医療機関等物価高騰対策応援金		1,580万円
公表済事業	3月	健康医療対策課	介護施設・老人福祉施設等物価高騰対策応援金		1,830万円
公表済事業	3月	子ども・子育て支援課	児童養護施設物価高騰対策応援金		30万円
公表済事業	3月	子ども・子育て支援課	幼児教育施設物価高騰対策応援金		280万円
公表済事業	3月	教育総務課	学校給食費激変緩和事業補助金		1,380万円
1	6月	商工労働課	プレミアム付「はまだ応援チケット」発行事業(第5弾追加発行)	プレミアム付「はまだ応援チケット」第5弾を追加発行する。 ○1冊7,000円の応援チケットを5,000円で販売(1冊の内訳:共通券3,000円、地元応援券4,000円) ○追加発行冊数:75,000冊 ○販売開始:令和8年10月19日(月) ○利用期間:令和8年10月19日～令和8年12月31日	2億860万円
2	6月	水道管理課	水道の基本料金の減免	物価高騰の影響を受けている市民や事業者等を支援するため、水道の基本料金の減免を2か月延長する。(官公署は除く。) ○減免額 基本料金2か月分(3月公表時の4か月分と併せて合計6か月分)	5,640万円
3	6月	環境課	水道未普及地域等物価高騰対策事業	物価高騰の影響を受けている水道未普及地域及び水道未契約世帯等を対象に支援するため、水道の基本料金2か月分相当分の支援金を追加支給する。 ○支給額 対象者当たり2千円(3月公表時の4千円と併せて合計6千円)	170万円

令和 8 年 6 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (12 件)

〔条例関係 6 件、財産の取得 2 件、財産の無償貸付 1 件、工事請負契約の変更 1 件、補正予算 2 件〕

- 議案第 36 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 37 号 浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 浜田市障害者等介護給付費等審査会条例及び浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 財産の取得について (消防ポンプ自動車)
- 議案第 43 号 財産の取得について (小型動力ポンプ付軽積載車)
- 議案第 44 号 財産の無償貸付について (「道の駅」ゆうひパーク浜田)
- 議案第 45 号 工事請負契約の変更について (美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事)
- 議案第 46 号 令和 8 年度浜田市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 47 号 令和 8 年度浜田市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

報告 (11 件)

- 報告第 4 号 専決処分の報告について (浜田市税条例の一部を改正する条例)
- 報告第 5 号 専決処分の報告について (浜田市ケーブルテレビ H F C 設備撤去等工事の変更契約)
- 報告第 6 号 専決処分の報告について (美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事)

- 報告第 7 号 専決処分の報告について（美又温泉外湯建設工事に伴う機械設備工事）
- 報告第 8 号 専決処分の報告について（令和 7 年度浜田市一般会計補正予算（第 13 号））
- 報告第 9 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 10 号 令和 7 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 11 号 令和 7 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 12 号 令和 7 年度浜田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 13 号 放棄した市の私債権の報告について（一般会計）
- 報告第 14 号 放棄した市の私債権の報告について（水道事業会計）

令和8年6月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務委員会 5件、文教厚生委員会 1件、産業建設委員会 2件、
 予算決算委員会 2件
 ※即決…2件

市長提出議案等（議案12件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第36号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	委員会付託省略 6月25日即決
議案第37号	浜田市行政手続条例の一部を改正する条例について	総務委員会
議案第38号	浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について	文教厚生委員会
議案第39号	浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	総務委員会
議案第40号	浜田市障害者等介護給付費等審査会条例及び浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 6月25日即決
議案第41号	浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	総務委員会
議案第42号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	〃
議案第43号	財産の取得について（小型動力ポンプ付軽積載車）	〃
議案第44号	財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）	産業建設委員会
議案第45号	工事請負契約の変更について（美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事）	〃
議案第46号	令和8年度浜田市一般会計補正予算（第2号）	予算決算委員会
議案第47号	令和8年度浜田市水道事業会計補正予算（第2号）	〃

【請願の付託件数内訳】

総務委員会 9件、文教厚生委員会 5件、産業建設委員会 8件

請願（議案22件）

議案等番号	件名	付託先等
請願第89号	市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について	総務委員会
請願第90号	回覧板のデジタル化に関する請願について	〃
請願第91号	「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について	〃
請願第92号	防災体制の実効性向上と避難環境の改善に関する請願について	〃
請願第93号	生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項1 総務委員会付託分）	〃
請願第94号	自己破産した農業用ハウス（TC浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項2 総務委員会付託分）	〃
請願第95号	リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について	〃
請願第96号	高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項1、2 総務委員会付託分）	〃
請願第97号	仮称「100円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について	〃
請願第98号	高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）	文教厚生委員会
請願第99号	再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について	〃
請願第100号	次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について	〃
請願第101号	基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）	〃
請願第102号	生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項3 文教厚生委員会付託分）	〃
請願第103号	「道の駅 ゆうひパーク浜田」の整備運営および指定管理に関する請願について	産業建設委員会
請願第104号	道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者選定の白紙撤回及び再公募を求める請願について	〃

請願第105号	浜田駅前（三つ桜跡地等）の有効活用とグランドデザイン策定に関する請願について	〃
請願第106号	基幹産業の持続と若手担い手育成、深刻な鳥獣被害対策に関する請願について（請願事項1,2 産業建設委員会付託分）	〃
請願第107号	自己破産した農業用ハウス（TC浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について（請願事項1 産業建設委員会付託分）	〃
請願第108号	浜田漁港地域の排水処理について調査と説明等を求める請願について	〃
請願第109号	JF（漁協）関連施設等への公金投入と公平性の見直しに関する請願について	〃
請願第110号	生活インフラの安全確保と維持管理の負担軽減に関する請願について（請願事項2 産業建設委員会付託分）	〃

※以下、継続審査分（令和8年3月定例会議付託分）

請願第70号	公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について	総務委員会
請願第72号	市民に対する法的措置等の発動における客観的妥当性の確保と適正手続きの確立に関する請願について	〃
請願第73号	不当要求行為の認定は、客観的事実及び倉庫に基づく該当性審査を経て行い、問題がある場合には是正及び再発防止を行うよう求める請願について	〃
請願第75号	専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について	〃
請願第76号	市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について	〃

意見書（1件）

発議等番号	件名
発議第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書について

市長報告事件（11件）

報告等番号	件名
報告第4号	専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
報告第5号	専決処分の報告について（浜田市ケーブルテレビHFC設備撤去等工事の変更契約）
報告第6号	専決処分の報告について（美又温泉外湯建設工事に伴う建築主体工事）
報告第7号	専決処分の報告について（美又温泉外湯建設工事に伴う機械設備工事）
報告第8号	専決処分の報告について（令和7年度浜田市一般会計補正予算（第13号））
報告第9号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第10号	令和7年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第11号	令和7年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第12号	令和7年度浜田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第13号	放棄した市の私債権の報告について（一般会計）
報告第14号	放棄した市の私債権の報告について（水道事業会計）

議会報告事件（2件） 定例会議初日（6月18日報告予定）

議員派遣報告書	（4/27）令和8年度石見四市議会議長会（春季）
議員派遣報告書	（5/8～5/28）地域井戸端会～皆さんの声を伺います～

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
89	市政・行財政運営の透明性確保と市民対話の徹底に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			
<p>【趣旨】</p> <p>本市の行政運営において、市民への説明責任やプロセスへの疑念が噴出しています。スケート場再配置問題において教育委員会が議事録を残していなかったりさんな実態や、社会福祉協議会への補助金増額に対して議会から附帯決議がつくなど、公金の使途に対する透明性が欠如しています。</p> <p>また、市長宛ての「直行便」が事務方で不透明に選別・開封されている疑念や、市民の正当な意見に対して弁護士を使った過剰な対応をとるなど、対話を拒む姿勢は看過できません。長浜まちづくりセンター、みどりかいかん等の井戸端会議でもこうした問題について厳しい指摘が寄せられたため、開かれた市政を実現すべく以下の事項を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市の重要な意思決定プロセスにおける議事録作成を徹底し、事後報告ではなく決定前に市民との対話を行う体制を再構築すること。 2. 社会福祉協議会をはじめとする民間・関連団体への補助金や委託料について、その費用対効果と責任の所在を明確にし、市民に透明化すること。 3. 市長直行便の不透明な事務方選別をやめ、市民の意見に対する弁護士等を使った過剰対応を改めること。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
90	回覧板のデジタル化に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

【趣旨】

現在、地域コミュニティにおける情報共有の手段として回覧板が広く利用されていますが、住民のライフスタイルの多様化（共働き世帯の増加や不在がちな世帯の存在）により、「不在時に回覧板が止まってしまう」「次の人のために急いで回さなければならず、内容をゆっくり読む時間がない」「大量の書類を回すのが負担である」といった課題が生じています。

一方で、昨今はスマートフォンの普及に伴い、コミュニケーションアプリ「LINE」等を用いた情報伝達があちこちの自治体・地域で進行し、大きな成果を上げています。

つきましては、従来の回覧板による情報伝達を継続しつつも、「LINEでの受取を希望する人」と「従来の回覧板での受取を希望する人」を明確に分け、希望者にはLINEを用いたデジタル回覧板で情報配信を行うハイブリッド型の運用への移行を請願いたします。これにより、住民の精神的・肉体的負担を大幅に軽減し、より確実に迅速な情報共有体制を確立できると考えております。

【請願事項】

1. 回覧板受取方法の意向調査の実施

住民に対し、従来の「紙の回覧板」での受取を希望するか、「LINE（デジタル）」での受取を希望するか、選択制にするためのアンケート・意向調査を実施すること。

2. LINEを活用したデジタル回覧板の導入と運用

LINEでの受取を希望した住民に対して、地域の連絡事項や配布物を画像・PDF等のデータとして一斉配信できる仕組み（公式LINEアカウントの開設など）を構築すること。

3. 効率的なハイブリッド運用の確立

LINE移行組をスキップすることで紙の回覧板ルートを短縮し、双方の住民がストレスなく情報を把握できる効率的な運用ルールを策定すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
91	「不当要求行為認定」の運用実態の調査及び是正等を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市において、市民に対し「不当要求行為」を行ったとする認定がなされ、その認定を根拠として、市職員による説明拒否や対応制限等が行われている。

当該認定については、強要や不当要求行為の存在を裏付ける客観的記録、録音、映像、第三者確認資料等が存在しないにもかかわらず、教育委員会職員が作成した「不当要求行為等発生報告書」や「発生報告者からの意見」の「令和7年6月5日に長時間の対応を強要された」との主張を根拠として認定が行われている。

当該市民は、受け取った警告書に書かれた「強要行為及び不当要求行為」を一貫して否定した上で、「令和7年6月5日の実際のやり取りを記録した録音データ」や、「強要を行ったことがわかる記録が存在しない」という公文書不開示決定通知書等の証拠を提出し、令和8年4月22日の市長、副市長との面談を含め、何度も市長に対して事実確認と必要な是正を求めている。

しかし、市長は「弁護士を通じてしか対応しないという趣旨を市が通知している」ことを理由に、認定の対象となる強要が無かったとして提出された録音等を確認しないまま認定を維持しており、一部職員の申告内容のみを採用して認定を固定化している疑いを生じさせるものである。

また、浜田市不当要求行為等防止対策要綱においては、認定に際し、客観的証拠の確認、双方への聞き取り等を必須とする規定が存在しない。実際に執行部は議会において「要綱に従って適切に認定している」と説明している。

しかし、市民に対し他の市民と異なる対応（弁護士を通じてしか対応しないなど）を決めるような不利益認定が、客観的検証や反論機会の保障を伴わないまま行われ得る制度であるとすれば、その運用は極めて恣意的となる危険を有する。

特に、一部職員による事実に基づかない申告のみを根拠として認定が行われ、それにより対象市民への説明拒否や対応制限が継続されることが許されるならば、行政内部の一方的判断のみで、例えば追求されたくないことや不合理な行政判断について説明を求める市民を排除・遮断し得る構造となり、市民の行政参加及び行政監視機能を著しく萎縮させるおそれがある。今回の事案においては、教育委員会スポーツ振興課の職員が、「強要された」と虚偽または重大な誤認による報

告書を書いたことで、無実の市民を「不当要求を行った」と認定し差別的排他的対応を行っている。

そして、当該認定を理由として、市側が「弁護士を通じてしか対応しない」などの対応制限を継続することは、市民に対して強い心理的圧迫及び萎縮効果を与えるものであり、事実に基づかない一方的な認定と遮断は、不当要求行為等を防止する制度の趣旨を逸脱した、市民排除のための運用となってしまう。

このような制度や運用が許容されれば、市民は行政判断に異議を述べたり、説明を求めたり、改善案を提案すること自体を萎縮するおそれがあり、地方自治における市民参加及び行政監視機能にも重大な影響を及ぼし、浜田市協働のまちづくり推進条例の精神に真っ向から対立する。

また、浜田市教育委員会事務局職員は市が保有する令和7年6月5日の「強要があった」と市が認定した約40分間の通話の録音内容を確認した上で、「40分間の会話を聞いて、強要といえるような内容は認められない」と話している。浜田市不当要求行為等防止対策委員会は「強要された」と発生報告した職員の主張について当該録音の内容を確認していない。つまり、市長が正式に録音の確認を指示し、客観的事実を確認すれば、認定に誤りがあったことが明らかになる可能性が高い。

地方自治法の趣旨に照らせば、議会には執行機関を監視し、市政運営の適正を確保する責務がある。特に、市民に対する重大な不利益認定について、客観的根拠や適正手続が確保されているかを確認することは、議会による行政監視機能の重要な役割である。当該市民は令和7年10月に「不当要求行為、強要を行ったと認定したという内容の警告書」を受け取り、防災安全課に「いつの、どなたに対する、どの言動なのか」を尋ねた際、防災安全課長は「弁護士が説明する」と明言した。そのため、弁護士に問いあわせたところ、「説明する必要はない。」と説明を拒否された。「防災安全課長は弁護士が説明すると言ったが？」と伝えると、「市が何と行ったかは知らない。説明する必要はない。」と言われ、これまでに、いつ誰に対する、どの言動が強要や不当要求に該当すると判断したのか、説明を求めても一度も説明を受けていない。

不当要求と認定し、弁護士を通して連絡せよと通知している以上、その認定の対象となった事実について説明する責任は、浜田市にある。これが説明されず、当該市民が強要や不当要求について否定し、市長に証拠も提出し事実確認を求め、その後市の保有する録音を確認した市の職員は「強要と言える内容は確認できなかった」と話しているにもかかわらず、認定を維持し他の市民と違う扱いをするということは、無実の市民に危険人物というレッテルを貼り、不利益を与えても構わないという判断を市長がしていることになる。

今後、司法の場でこうした行政判断や運用の違法性が争われた場合、当時の報告書を書いた職員や不当要求認定を行った責任者、当時の市長、そして、事実確認の依頼を事実上無視している現在の市の幹部が裁判において証言を求められる可能性が高いが、現在の状況では市が合理的な説明を行うことは不可能と思われる。違法性や市民への損害が認定されるようになれば、市民からの市への信用が失墜するだけでなく、全国的にも不当な不当要求認定を行った市として有名にな

ってしまう可能性があり、当該市民は司法の場で争うことを望んでいない。

よって、浜田市議会に対し、「不当要求行為認定」の運用実態について、公平かつ客観的な調査・検証を行い、必要な是正を市に求めるよう請願する。

【請願事項】

1. 浜田市不当要求行為等防止対策要綱に基づく認定制度及びその運用実態について調査・検証を行うこと。
2. 市が認定した「強要」「不当要求」について客観的証拠の確認、反論機会、双方への聞き取り等を要しない制度設計が市民の権利利益を不当に侵害する危険を有していないか検証すること。
3. 当該認定制度が、市民への説明拒否や対応遮断の手段として利用されていないか調査すること。
4. 認定制度及び運用に問題が認められた場合には、要綱改正その他必要な是正措置を市に求めること。
5. 将来的な恣意的運用を防止するため、客観性、透明性及び適正手続を備えた制度整備を求めること。

市議会としてこのような状況について、まずは事実確認を行い、今後、不当な不当要求認定が行われないう、また、すでに行われた認定に事実誤認や虚偽の報告等があり、対象事実が確認できない状態であるにも関わらず「強要があった」との認定や警告が行われたことが明らかになった場合、撤回、謝罪、関係者の処分等を含め、必要な是正措置および再発防止を執行部に求めることを請願する。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
92	防災体制の実効性向上と 避難環境の改善に関する 請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

近年、災害が激甚化・頻発化する中、本市においても災害への備えは急務です。しかし、指定避難所が危険地域にあるケースや、車椅子利用者のためのスロープに雨よけ屋根がないなど、避難環境の不備が多数指摘されています。

また、携帯電話の圏外地域の解消や、個人情報保護の壁による要支援者名簿の共有不足など、実態に即した対策が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、長浜まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも不安の声が多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【【請願事項】】

1. 地域の実情に即した「マイ・タイムライン」策定の行政主導による支援と、市町村単位の局地的な気象情報発信を行うこと。
2. 避難所のバリアフリー化（雨よけ屋根の設置等）および、災害時に孤立を防ぐための通信環境（携帯圏外）の改善を進めること。
3. 個人情報保護の壁を越え、小さな町内会単位で要支援者の情報を共有し、個別の避難・救助計画を構築できる仕組みを作ること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
93	生活インフラの安全確保 と維持管理の負担軽減に 関する請願について (請願事項 1 総務委員会 付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
	総務委員会			

【趣旨】

道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から30年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。
2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。
3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討すること。

※請願事項1は総務委員会、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
94	自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について （請願事項2 総務委員会付託分）	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			
<p>【趣旨】</p> <p>本市には、過去に多額の公金や補助金が投じられたにもかかわらず、現在その役割を果たさず放置されている未活用財産が多数存在します。</p> <p>巨額の資金を投じて建設されながら自己破産により事業停止となった巨大な農業用ハウス（TC トマト跡地等）や、統廃合によって使われなくなった廃校の解体計画の遅れなど、「負の遺産」をそのまま放置しておくのは税金の無駄遣いです。</p> <p>都川まちづくりセンター、みどりかいかん、井野まちづくりセンター、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも再活用を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地等）を放置せず、市民に公募・開放し、野菜作り等で有効活用できる仕組みを構築すること。</p> <p>2. 廃校等の未活用施設についても、地域の危険箇所とならないよう早期の解体と市民のための跡地活用計画を迅速に進めること。</p> <p>※請願事項1は産業建設委員会、2は総務委員会に付託</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
95	リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」は、島根県西部で 154 人、浜田市内で 65 人の卒業生が就職しており、地域の医療崩壊を防ぐために不可欠な存在となっています。さらに、市内に約 150 人の学生が居住し、教職員やその家族も含めると、浜田市に対して多大な経済効果をもたらしています。また、地域の中学生に勉強を教えたり、市の依頼で講演を行ったりするなど、地域への貢献活動も積極的に行われています。

しかしながら、同校は過去の赤字経営が響き、今年度から国の大学無償化制度の対象外となってしまう。その結果、昨年度は 70 名を集めた入学者が、今年度は 46 名に激減するという極めて厳しい経営状況に直面しています。

こうした窮状に対し、学校側は決してただ支援を待っているわけではありません。存続と経営再建に向け、防衛省や海外輸出を見据えた「ライパック」製造工場の設立や、インドネシアからの留学生を受け入れる特別目的会社（SPC）を通じた利益の還元といった、これまでにない大規模な自主財源確保の構想を模索しています。さらには、寄付による新たな学校設立構想など、学校存続のために並々ならぬ努力を続けています。

先日開催された三隅地域のまちづくり会議においても、住民側から「大切な学校だからしっかり公的支援をしてやってくれ」との声が上がりました。

つきましては、浜田市におかれましても、地域医療と経済を支え、自ら再建に向けた知恵を絞って努力を続ける同校の姿勢を評価し、その存続を助けるための援助を行っていただきたく、以下の通り請願いたします。

【請願事項】

1. リハビリテーションカレッジ島根が今後も浜田市において存続・発展できるよう、浜田市として速やかに適切な公的支援（補助金の交付等）を行うこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
96	高齢者等の移動支援拡充 および地域公共交通の利 便性向上に関する請願に ついて	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	総務委員会			

【趣旨】

診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは2人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。

市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。
2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。
3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。

※請願事項1, 2は総務委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
97	仮称「100円タクシー」の趣旨を理解し、公的支援（資金ではない）の検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

現在、当市をはじめとする地方都市においては、公共交通機関の縮小や高齢化の進展に伴い、自ら移動手段を持たない「交通弱者」への対応が喫緊の課題となっています。これに対し、高齢者が安価で利用でき、自宅から目的地まで移動可能な「ドア・ツー・ドア」の輸送サービス（通称：100円タクシー／ボランティア互助移送）の仕組みは、極めて有効な解決策と考えられます。

本事業の最大の特徴は、単なる移動支援にとどまらず、地域の「退職者（シニア層）」を運転手（担い手）として巻き込む点にあります。退職後に一人暮らしとなりがちな高齢者が、運転ボランティアとして地域に貢献することで、社会的孤立を防ぎ、「他者と話し、感謝される機会」を創出します。これは、担い手自身の認知症予防や健康寿命の延長に直結するものです。

このように、「交通弱者の救済」と「シニア世代の生きがい・健康づくり」をセットで実現する仕組みを構築すべく、現在、検討およびスタートに向けた準備を進めております。また、浜田市三隅町に所在する「リハビリテーションカレッジ島根」とも連携し、専門的な知見からシニア層の健康維持や運行管理のアドバイス等を受ける体制も模索しております。

しかしながら、こうしたボランティア主体の移送サービスを安全かつ持続可能に運営していくためには、法的な位置づけ（道路運送法上の許可・登録の要否確認）、安全管理、運行管理体制、万が一の事故への保険対応など、解決すべきいくつかの弱点や課題が存在します。

つきましては、民間や地域コミュニティの自助・共助のみに委ねるのではなく、行政による伴走型の課題チェックや、事業定着に向けた公的支援が必要不可欠であると考え、以下の通り請願いたします。

【請願事項】

1. 仮称「100円タクシー（ボランティア移送事業）」が持つ、交通弱者支援およびシニア層の健康寿命延長という多面的な効果・趣旨を深く理解し、市として前向きに評価すること。

2. 本事業の立ち上げおよび運行にあたり、道路運送法（自家用有償旅客運送等）上の課題整理、安全確保、運営上の弱点克服に向け、行政の専門部署による助言・指導などの伴走型支援を行うこと。

3. 将来的な持続可能性を見据え、先進地事例を参考に、補助金等の財政的支援や、関係機関との調整に対する公的支援の枠組みを検討すること。

法的な壁（白タク行為との境界線）

ガソリン代実費程度（100円）であれば、道路運送法上の「白タク（無許可営業）」に該当しない

安全管理と事故時の責任追及 運転手がシニア層（退職者）中心となるため、「高齢運転者の安全確保」や「体調管理」のルール作りが必要

請 願 文 書 表

受理番号	件名	請願者	紹介議員	受理年月日
98	高齢者等の移動支援拡充および地域公共交通の利便性向上に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）		結果年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

診療所の減少や免許返納により、高齢者の医療難民化が懸念されています。現在の移動支援制度は、運賃負担の大きさや「あいのりタクシーは2人以上でないと利用できない」「地域外の人と同乗できない」といった運用の制約により十分に活用されていません。

市民の生活の足を守る交通支援拡充を求める切実な声が、和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも多数寄せられたため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 敬老乗車券制度について、不要な人の枠を頻繁に通院する人へ譲渡できる「マッチング制度」の導入や遠方地域への優遇など、柔軟で利用しやすい制度へ見直すこと。
2. あいのりタクシー等のコミュニティ交通の運用制限を見直し、1人でも広く利用できるルールへと早急に改善すること。
3. 市内の病院で対応できず市外の遠方へ通院・検査に行く際の交通費・宿泊費等の負担を軽減する支援策を検討すること。

※請願事項1, 2は総務委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
99	再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定を求める請願について	国府地区連合自治会 浜田市国府町 684 会長 宮木 竜一	沖田 真治 西田 清久 芦谷 英夫 佐々木 豊治 森谷 公昭	R8. 4. 13
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

浜田市において、再生可能エネルギー発電設備の設置が進む中、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るため、事業者に対し事前協議、住民説明及び適正な維持管理等を義務付ける条例を制定されるよう請願いたします。

【請願理由】

近年、再生可能エネルギーは脱炭素社会の実現に向けた重要な取り組みとして全国的に推進されております。一方で、その設置場所や規模によっては、地域の自然環境、防災機能、生活環境等に影響を及ぼす可能性があり、地域住民の不安や懸念が生じているのも事実であります。

過去には、開発行為に伴う排水対策の不備等により、地域住民や関係産業に影響を及ぼした事例もあり、事前の十分な協議と適切な制度整備の必要性が強く認識されております。

現在、浜田市においてはガイドラインの整備が検討されておりますが、ガイドラインは事業者に対する協力を求める指針にとどまり、法的拘束力を有するものではありません。そのため、事業者に対し確実な履行を求める制度としては限界があります。

一方、県内においても、松江市をはじめ、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定し、地域との調和を図る制度を整備する自治体が存在しております。また、全国の多くの自治体においても、条例による実効性ある制度の整備が進められております。このような状況を踏まえると、浜田市においても、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るためには、条例として明確な根拠を持つ制度を整備することが必要不可欠であります。

よって、浜田市議会におかれましては、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、必要な措置を講じられるよう請願いたします。

【請願事項】

再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、市民の安全及び安心の確保並びに地域環境の保全を図るため、実効性ある条例の制定に向けた検討及び必要な措置を講じること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
100	次世代を担う子どもたちの教育環境・居場所の整備に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
	文教厚生委員会			
<p>【趣旨】</p> <p>次世代を担う子どもたちが安全で快適に学ぶ環境づくりは市政の最重要課題です。しかし、小中学校の特別教室（音楽室等）には未だエアコンが設置されておらず、過酷な教育環境を強いられています。また、中学生以上がスケートボード等を安全に楽しめる場所がなく、子ども食堂についても開催頻度が少なく実効性に疑問の声が上がっています。</p> <p>子育て世代包括支援センター、都川まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、長浜まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも要望が多く寄せられたため、以下の事項を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光施設の空調整備等に多額の予算を投じる前に、小中学校の特別教室へのエアコン設置を最優先で進めること。 中学生等がスケートボードやストリートバスケ等のアーバンスポーツを安全に楽しめる専用の施設を公式に整備・提供すること。 子ども食堂について、毎日開催や弁当の活用など、本当に困窮している子どもを継続的に救える実効性のある支援策を検討すること。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
101	基幹産業の持続と若手担 い手育成、深刻な鳥獣被 害対策に関する請願につ いて (請願事項 3 文教厚生委 員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
文教厚生委員会				
<p>【趣旨】</p> <p>本市の基幹産業である農林水産業は、高齢化と後継者不足により危機的状況にあります。耕作放棄地の増加や無計画な山林伐採は、イノシシやシカ等の深刻な鳥獣被害の温床となっており、「夜歩くのも怖い」という声も上がっています。また、アユやワタリガニ、素巻きといった100年先に残したい食文化の継承も危ぶまれています。</p> <p>市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも担い手育成や環境保全を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護師支援と同様に、水産高校卒業生に対する「奨学金制度及び免除制度」や、農業の若手担い手に対する大胆な直接支援策を創設すること。 2. イノシシやシカ等の出没を防ぐため、遊休農地のマッチング制度を構築し、実効性のある強力な鳥獣被害対策を徹底すること。 3. 中学校の家庭科室などの施設を市民に柔軟に開放し、地域固有の郷土料理や食文化を次世代に伝承できる環境を整備すること。 <p>※請願事項1、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
102	生活インフラの安全確保 と維持管理の負担軽減に 関する請願について (請願事項 3 文教厚生委 員会付託)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
文教厚生委員会				

【趣旨】

道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から30年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。
2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。
3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討すること。

※請願事項1は総務委員会、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
103	「道の駅 ゆうひパーク 浜田」の整備運営および 指定管理に関するお願い について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

【趣旨】

「道の駅ゆうひパーク浜田」の新たな整備運営計画や第一優先交渉権者との選定過程において、プロポーザル方式の不透明さに対し議会や市民から多数の懸念が示されています。地元産品の活用割合や地元住民の雇用率といった本市に対する「地元貢献の数値目標（KPI）」や、市への納付金額が極めて不明確であり、本当に市民が恩恵を受けられる施設となるのか深い懸念があります。都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん等の井戸端会議でも不安の声が寄せられたため、市民の貴重な財産を適切に運用すべく以下の事項をお願いいたします。

【請願事項】

1. 「ゆうひパーク浜田」の指定管理者選定過程において、地元雇用・産品活用等の明確な数値目標（KPI）や納付金額を、市民に開かれた形で厳格に精査・公開すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
104	道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者選定の白紙撤回及び再公募を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

【趣旨】

現在、浜田市が進めている道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者の選定について、優先交渉権者（株式会社第一ビルサービスを代表とする浜田まちおこし共同企業体）との契約手続き等を一旦白紙撤回し、ゼロベースから再公募のやり直しを行うことを求めます。

【請願の理由】

道の駅「ゆうひパーク浜田」は、長年にわたり浜田市の観光・産業の拠点として、また市民の憩いの場として重要な役割を果たしてきました。しかし、今回の次期事業者の選定プロセスや提示された事業計画には、看過できない重大な問題や矛盾が多く存在しており、このまま15年間という長期契約を押し進めることは浜田市の将来にとって大きな不利益をもたらすと考えます。その主な理由は以下の通りです。

1. 出発点からの不自然な対応と信頼関係の崩壊

今回の事業者選定にあたり、市は「公平なプロポーザル審査を行うため」という理由で、現運営会社（ゆうひパーク浜田株式会社）の株式を無償譲渡しました。この唐突な手続きの進め方により、30年にわたり施設を支えてきた現運営会社との間に強い不信感が生じ、初期段階から関係がこじれる結果を招きました。

2. 実体の不透明な共同企業体（JV）と、根拠に乏しい事業計画

優先交渉権者として選定された共同企業体から提出された事業収支計画は、大部分をテナントからの「家賃収入」に依存しているにもかかわらず、その家賃設定の詳細な明細や根拠が示されていません。自らリスクを負わずテナント任せにする、非常に不透明かつ脆弱な経営計画であると言わざるを得ません。

3. 高額な家賃設定による現テナントの撤退危機

現在、第一ビルサービス側が提示する家賃条件等を巡り、道の駅の主要テナントである道の駅

の主要テナントである現運営会社（モスバーガーや飲食店等を運営）との交渉が難航し、決裂の危機にあると報じられています。現テナントの撤退は、道の駅の魅力を著しく損なうだけでなく、「現施設の機能維持」という募集要項の前提すら崩れる事態です。

4. 市議会における「反対多数」という重い事実

本年（令和8年）2月に開催された浜田市議会の産業建設委員会において、この事業計画案に対する自由討議が行われた結果、「賛成3名、反対4名」と、計画の推進に反対する意見が上回りました。委員からは「利益誘導型の施設になる懸念」「議会の意見が反映されていない」「白紙に戻して再策定すべき」といった厳しい指摘が相次いでおり、市民の代表である議会の理解が得られていないことは明白です。

【結論】

現在、優先交渉権者が決定しているとはいえ、上記のように「家賃交渉の難航」「不十分な事業計画」「議会での反対多数」という多くの問題を抱えた状態で、無理に事業を強行すべきではありません。一時的に運営事業者が不在となる空白期間が数ヶ月生じたとしても、将来にわたって禍根を残すような不適切な契約を結ぶよりは遥かにましです。

道の駅「ゆうひパーク浜田」を、真に市民や利用者に愛され、地元事業者が活躍できる施設として再生させるためには、現在の選定結果に固執することなく、勇気を持って一度白紙に戻すべきです。そして、「本当に道の駅を良くしたい」と手を挙げてくれる事業者を、透明性の高い手続きで最初から探し直すことが最善の策であると確信いたします。

【請願事項】

1. 道の駅「ゆうひパーク浜田」の次期整備運営事業者に係る優先交渉権者の決定を白紙撤回すること。
2. 市民や議会の意見を十分に反映した上で、募集要項や選定基準を見直し、改めて透明で公正な再公募を実施すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
105	浜田駅前（三つ桜跡地等） の有効活用とグランドデ ザイン策定に関する請願 について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

【趣旨】

浜田駅前の一等地である「三つ桜跡地」等が、市に購入されたにもかかわらず、長期間にわたり明確な活用策が示されないまま「塩漬け状態」として放置されており、市民からは強い不満と不安の声が上がっています。

貴重な駅前を単なる空き地や駐車場とするのではなく、街に活気と収益をもたらす明確なビジョンが必要です。

市木まちづくりセンター、子育て世代包括支援センター等の井戸端会議においても賑わい創出への意見が寄せられたため、閉塞感を打破し市民の期待に応える街づくりを進めるため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 浜田駅前（三つ桜跡地等）について、100年先まで残る郷土資料館の集約拠点や、大手チェーン店等が参入しやすい民間誘致など、明確にお金と賑わいを生み出すグランドデザインを市が主導して早期に示し実行すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
106	基幹産業の持続と若手担 い手育成、深刻な鳥獣被 害対策に関する請願につ いて (請願事項 1.2 産業建設 委員会付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
文教厚生委員会				
<p>【趣旨】</p> <p>本市の基幹産業である農林水産業は、高齢化と後継者不足により危機的状況にあります。耕作放棄地の増加や無計画な山林伐採は、イノシシやシカ等の深刻な鳥獣被害の温床となっており、「夜歩くのも怖い」という声も上がっています。また、アユやワタリガニ、素巻きといった100年先に残したい食文化の継承も危ぶまれています。</p> <p>市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、弥栄多目的研修集会施設/弥栄会館、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも担い手育成や環境保全を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護師支援と同様に、水産高校卒業生に対する「奨学金制度及び免除制度」や、農業の若手担い手に対する大胆な直接支援策を創設すること。 2. イノシシやシカ等の出没を防ぐため、遊休農地のマッチング制度を構築し、実効性のある強力な鳥獣被害対策を徹底すること。 3. 中学校の家庭科室などの施設を市民に柔軟に開放し、地域固有の郷土料理や食文化を次世代に伝承できる環境を整備すること。 <p>※請願事項1、2は産業建設委員会、3は文教厚生委員会に付託</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
107	自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地）および未活用財産の有効活用に関する請願について （請願事項 1 産業建設委員会付託分）	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
<p>【趣旨】</p> <p>本市には、過去に多額の公金や補助金が投じられたにもかかわらず、現在その役割を果たさず放置されている未活用財産が多数存在します。</p> <p>巨額の資金を投じて建設されながら自己破産により事業停止となった巨大な農業用ハウス（TC トマト跡地等）や、統廃合によって使われなくなった廃校の解体計画の遅れなど、「負の遺産」をそのまま放置しておくのは税金の無駄遣いです。</p> <p>都川まちづくりセンター、みどりかいかん、井野まちづくりセンター、子育て世代包括支援センター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも再活用を求める声が上がったため、以下の事項を請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 自己破産した農業用ハウス（TC 浜田跡地等）を放置せず、市民に公募・開放し、野菜作り等で有効活用できる仕組みを構築すること。</p> <p>2. 廃校等の未活用施設についても、地域の危険箇所とならないよう早期の解体と市民のための跡地活用計画を迅速に進めること。</p> <p>※請願事項 1 は産業建設委員会、2 は総務委員会に付託</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
108	浜田漁港地域の排水処理 について調査と説明等を 求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				
<p>【趣旨】</p> <p>浜田市において、浜田漁港エリアの事業所から排水処理施設で下水を処理する料金として、排水量に基づく請求を行うことになっているが、請求の実態が排水量にもとづいていないとの情報がある。これによれば、長年、排水量を上回る料金を請求され支払っている事業所が多く存在するとともに、中には排水量に満たない料金しか支払っていない事業所も存在し、ルールに基づかない運用により、非常に不公平が生じているだけでなく、総排水量を上回る処理料金を徴収していることになっている。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 浜田漁港エリアの排水処理について、請求のルールを確認し、運用が一致しているのかの確認を求める。 2. 過剰に請求し支払ってきた事業者に対する返金や、過小に支払ってきた事業者に対する請求等、必要な措置の検討を市に求め、結果を議会に報告することを求める。 3. ルールに基づかず、排水量以上に処理料金を請求している実態がある場合、遡れる範囲での実態の説明、原因の究明、再発防止、是正措置、関係者の処分等の検討を市に求めることを求める。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
109	JF（漁協）関連施設等への公金投入と公平性の見直しに関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
産業建設委員会				

【趣旨】

本市には多額の税金が投入されている大型公共施設が多数存在しますが、一部の施設において指定管理のあり方や費用対効果に対する不透明さが指摘されています。

特に、巨額の市費で建設された JF（漁協）関連施設等において、本来自ら建設・管理すべき施設を市が代行建設した上に、利用にあたって家賃の支払いが免除されている実態に対し、市民から厳しい批判が上がっています。

都川まちづくりセンター、久佐まちづくりセンター、みどりかいかん等の井戸端会議でも厳しい指摘が寄せられたため、持続可能な行財政運営に向けて以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. JF 関連施設等、多額の公金が投入されている施設における家賃免除等の優遇措置の実態を透明化し、その費用対効果と公平性を厳格に精査・見直すこと。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
110	生活インフラの安全確保 と維持管理の負担軽減に 関する請願について (請願事項 2 産業建設委 員会に付託分)	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1 代表取締役 森谷 公昭	森谷 公昭	R8. 6. 2
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審議結果 (本会議)	結果 年月日
	産業建設委員会			

【趣旨】

道路や橋梁などの老朽化が進んでおり、安全確保は一刻を争う事態です。消えかかった横断歩道や白線が放置され、事故を誘発しかねない危険箇所が多数存在します。

また、水道料金の大幅な段階的値上げが計画されており、市民生活への重い負担が懸念されています。

さらに、計画から 30 年経っても進まないバイパス工事跡地に放置された残土問題など、迅速な対応が求められています。

和田まちづくりセンター、市木まちづくりセンター、都川まちづくりセンター、井野まちづくりセンター、周布まちづくりセンター、石見まちづくりセンター、旭公園市民体育館/今市まちづくりセンター等の井戸端会議でも強い声が上がったため、以下の事項を請願いたします。

【請願事項】

1. 消えかかった横断歩道や交差点の停止線・白線を公安委員会等へ働きかけ早急に引き直すこと。
2. 浜田自動車道カルバート下部の鉄筋露出の修繕や、バイパス工事跡地の放置残土の処理など、危険箇所の迅速な修繕に向けて予算を重点配分すること。
3. 大幅な値上げが予定されている水道料金に対する生活負担軽減策を検討すること。

※請願事項 1 は総務委員会、2 は産業建設委員会、3 は文教厚生委員会に付託

発議第 3 号

地方財政の充実・強化に関する意見書について

地方財政の充実・強化に関する意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 18 日 提出

提出者	議員	戸津川	美	二
賛成者	議員	沖田	真	治
	議員	西田	清	久
	議員	芦谷	英	夫
	議員	佐々木	豊	治
	議員	遠藤	祐	之
	議員	森谷	公	昭

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に

国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
6. 2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
7. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 18 日

浜 田 市 議 会

令和 8 年 6 月浜田市議会定例会議の会議予定について

			期間	日程案	会場	開始時間等
6月	11日	木		議会運営委員会	全員協議会室	10時～
				議会広報広聴委員会	第4委員会室	13時30分～
	12日	金		一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】14時
	13日	土				
	14日	日				
	15日	月				
	16日	火				
	17日	水				
6月	18日	木	1	開会 提案説明	議場	10時～
				全員協議会	全員協議会室	本会議終了後
				総務委員会	第1委員会室	全員協議会終了後
				文教厚生委員会	第2委員会室	全員協議会終了後
				産業建設委員会	第3委員会室	全員協議会終了後
	19日	金	2	一般質問	議場	10時～
	20日	土	3			
	21日	日	4			
	22日	月	5	一般質問	議場	10時～
	23日	火	6	一般質問	議場	10時～
				議案質疑通告締切		【締切】14時
	24日	水	7	一般質問	議場	10時～
				議会運営委員会	全員協議会室	一般質問終了後
25日	木	8	議案質疑	議場	10時～	
			議員定数等議会活性化特別委員会	全員協議会室	議案質疑終了後	
26日	金	9	総務委員会	全員協議会室	10時～	
27日	土	10				
28日	日	11				
29日	月	12	文教厚生委員会	全員協議会室	10時～	
30日	火	13	産業建設委員会	全員協議会室	10時～	
7月	1日	水	14	予算決算委員会	全員協議会室	10時～
				討論通告締切		【締切】14時
	2日	木	15	予算決算委員会（予備）	全員協議会室	10時～
				対抗討論通告締切		【締切】14時
	3日	金	16	採決	議場	10時～
全員協議会				全員協議会室	本会議終了後	
議会運営委員会				第4委員会室	全員協議会終了後	

令和8年6月浜田市議会定例会議 陳情付託先等案について

(陳情付託件数 3件)

○総務委員会 0件、文教厚生委員会 1件、産業建設委員会 0件、
議会運営委員会 1件、議員定数等議会活性化特別委員会 1件 計3件

○委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 0件

陳情番号	件名	付託先委員会
5	浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について（願意③、④ 議会運営委員会付託分）	議会運営委員会
6	浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について（願意①、② 議員定数等議会活性化特別委員会付託分）	議員定数等議会活性化特別委員会
7	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について	文教厚生委員会

議会基本条例の運用について

資料3-1

条項	見出し	条文	逐条解説	会派の意見	今後の対応案
(全体)				<p>【市民クラブ】 浜田市議会では、これまで「情報共有」、「住民参画」、「議会機能強化」の観点で議会改革を進め、新たな取組や制度の導入を図ってきた。その結果、業務増や負担感の増大し、議会運営と行政事務が煩雑になっている。議員の活動も職員の業務もゆとりがなく議会と行政運営における柔軟性を損なう状況もある。議員と職員が費やす時間と労力に見合った効果があるのか、また市民福祉向上に寄与しているのかについて検証と精査を行い、その上での見直しも必要と考える。</p>	
第11条	自由討議による合意形成等	<p>第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>	<p>議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間における自由闊達な議論を重視することから、執行部の出席者については、質疑等における答弁を行う必要最小限とすることとしています。</p> <p>2 議案等の審査においては、議員同士における議論(議員相互間の自由討議)を積極的に行い、合意形成に努め、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。</p>	<p>(1) 自由討議による合意形成等(第11条) 【浜風の郷】 自由討議が行える「時間」や「役割」を議運または特別委員会において協議する。 (例) ・各委員会→採決前に必ず10分の自由討議枠 ・本会議 →一般質問後に会派横断討議5分</p> <p>【創政クラブ】 自由討議を議員間の合意形成の場とする考え方は理解できるが、大事なのは、討議し、その内容で市民理解が深められることだと思う。討議する事柄を議員が理解することは大事だが、市民の支えがあってこそその議員であるため「市民」を忘れないようにしたい。</p> <p>【市民クラブ】 自由討議は、3月定例会議で附帯決議について一部行ったが、自由討議のあり方も含め、政策討論会、重要案件意見交換会、議員会討議などのあり方など検討する必要がある。また全協等において、形式的に自由討議の有無を諮られるが、その場でいきなり議論を行うというのは難しい。各議員又は会派として自由討議したいテーマをあらかじめ議長等へ申告し、そのテーマで自由討議を行うか否かを諮り、「次回の全協等で議論をする」という形などの工夫が必要と思われる。</p> <p>【公明クラブ】 議案や陳情・請願の審査について、委員会を超えて全議員で討議が必要と判断した場合に実施出来るようにする。</p>	<p>【6月試行実施】 ・一般質問に関する自由討議を最終日の全員協議会で行う。 ①一般質問終了後、一般質問で出た内容について議会として深掘りしたいテーマを事前に募集し、出たものを全議員に周知する。 ②①で事前に出たテーマについて、最終日の全員協議会で自由討議を行うかどうか諮る。</p>
第12条	政策討論会	<p>第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。</p>	<p>市政に関する重要な政策等については、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るため、政策討論会を開催することとしています。重要施策や課題、政策討論会の運営については、議会運営委員会で協議・決定するものとします。</p>	<p>(2) 政策討論会(第12条) 【浜風の郷】 政策討論会を年に1回開催するよう議運または特別委員会において協議する。 →行事化する。 (例) ・毎年10月に開催 →6月：テーマ公募(各常任委員会から1件) 7月：議運で1テーマに集約 9月：論点整理(正副委員長+事務局)</p> <p>【創政クラブ】 自由討議を発展的に行うものであると理解している。テーマを絞り、事前準備を行っての討議が、議員理解とともに市民理解を促すものになるよう行うべきと考える。</p> <p>【市民クラブ】 出来ていないことはいけないこととは思わない。単に議論すべき議題がなく機運がなかったと理解している。必要な時にいつでも開催できる仕組みがあることが大切で、半強制的な開催案には疑問を感じる。</p> <p>【公明クラブ】 議員同士が討論しても結局自分たちの意見を曲げることは少ないと考える。言い合いで終わるのではないかと思うので、自由討議のような言いっぱなしで終わるのがよいのでは。 各委員会から出された提言書案等について、ほぼ出来上がった状態で討論を行うことについて疑問があることから、どの時点で行うことが効果的なのか検討が必要と考える。</p>	<p>・定例化はしないが、必要に応じて積極的に政策討論会を開催する。</p> <p>・提言書や政策立案書等の完成前に開催するなどして、政策討論会で出た意見を提言書等に反映可能な時期を考慮して開催する。</p>

条項	見出し	条文	逐条解説	会派の意見	今後の対応案
第22条	重要案件の意見交換会	<p>第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。</p>	<p>重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。</p> <p>2 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。</p>	<p>(3) 重要案件の意見交換会（第22条） 【浜風の郷】 重要案件の意見交換会が、機械的に開催されるよう議運において協議する。 (例) ・事前に対象事案の抽出→補正予算〇億以上、新規大型事業、市民説明会を伴う施策、総合振興計画他重要案件 ・その他、開催時期、形式、公開方法等を協議 【創政クラブ】 何を重要案件とするのか曖昧なままでの開催を避ける方策、意見交換参加者（市民）の偏りを避ける方策を検討することが先決。また、議会としての「意見の扱い方」も明確にすべき。 【市民クラブ】 各常任委員会でのテーマ設定は、今後廃止の方向で検討してもいいのではないかと思う。市民から求められた問題点や課題に柔軟に対応できる意見交換が臨機応変に取り組めれば良い。定期開催の必要性は感じない。 【公明クラブ】 重要案件はもちろんだが、それ以外の案件や議会の状況など、市民（町内会や団体など）から求められたときは、所管委員会などが向向き市民に報告や意見を聞く会を実施する。（議会報告会に変わるもの） 重要案件の意見交換会という名称自体を変える必要があるのではないか。</p>	<p>規程及び実施要領を改正し、より実効性のある意見交換会が実施できるようにする。</p> <p>【規程改正案】 委員会からの開催要請の場合は、議会運営委員会に諮ることを省略できることとする。</p> <p>【実施要領改正案】 意見交換会の案件に、「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の所管事項」を加えることにより、実質どのような案件でも積極的に意見交換会を利用できるようにする。</p>
第17条	議員の活動原則	<p>第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。</p>	<p>議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならないという議員の活動原則を定めています。</p> <p>3 議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。</p> <p>4 議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。</p>	<p>(4) 議員間討議（第17条） 【浜風の郷】 第11条と同様に考えるべきです。 【創政クラブ】 議員の活動原則（市民代表、行政監視機能、政策立案、合意形成、公正・中立・利益相反、現場主義、品位保持、手続き尊重など）は多様で、このような内容を加味した上で開催されれば、議員間討議は有効な手段だろう。 【市民クラブ】 議会内の問題点や課題に対応するために各派交渉会、会派代表者会等を定期開催すべきである。 【公明クラブ】 全協や委員会などで現在行われている。</p>	
第21条	市民と議会との関係	<p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>市民へ議会の動きを積極的に情報公開し、議会としての説明責任を果たすこととしています。市議会ホームページでは、議会の取組や議員・委員会の活動、会議の資料等を積極的に公開しています。</p> <p>2 本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。（条例第13条関連）</p> <p>4 法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。 【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です 【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です</p>	<p>(5) 障がいの有無にかかわらず傍聴しやすい環境（第21条） 【浜風の郷】 当会派も同様に考えます。（障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境は整っていない） 【創政クラブ】 当たり前と受け取られるが、現状の浜田市議会は十分とは言えない。例を挙げれば、YouTubeで字幕を加えるなど。 【市民クラブ】 傍聴席へ通じる階段の手すりの設置を当面、検討すべきである。 【公明クラブ】 傍聴できなくても録画配信も即座にされており、市民からの要請があれば協議する。現在は車椅子等で傍聴に来られた場合に、傍聴席に移動するのが困難だと考えることから、議員席の空きスペースを活用して車いす席を設けてはどうかと考える。</p> <p>(6) 公聴会制度や参考人制度の活用（第21条） 【浜風の郷】 当会派も同様に考えます。（十分な活用とは言えない） 【創政クラブ】 現状の方策で様子を見ていくことも重要。 【市民クラブ】 経費の面で課題もあるが、必要な時に招致できるための予算措置を求めたい。 【公明クラブ】 公聴会・参考人招致ともに制度活用をしていくべき。そのためには予算確保が必要と考える。</p>	

浜田市議会重要案件の意見交換会規程 【一部改正】

現行	改正後（案）
<p>(意見交換会の開催)</p> <p>第3条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催するものとする。</p> <p>(1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会 _____ から意見交換会の開催の要請があったとき。</p> <p>(2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。</p> <p>(3) その他議長が必要があると認めるとき。</p>	<p>(意見交換会の開催)</p> <p>第3条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見交換会を開催するものとする。ただし、第2号又は第3号に該当するときは、議会運営委員会に諮り、適当と認められたときに限る。</p> <p>(1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会 (以下「委員会」という。) から意見交換会の開催の要請があったとき。</p> <p>(2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。</p> <p>(3) その他議長が必要があると認めるとき。</p>
<p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>(委員会からの開催要請)</p> <p>第4条の2 委員会は、第3条委第1号に規定する開催の要請をするときは、重要案件の意見交換会開催要請書(様式第3号)を議長に提出するものとする。</p>
<p>(出席議員)</p> <p>第5条 意見交換会に出席する議員(以下「出席議員」という。)は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 意見交換会案件に係る 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員</p>	<p>(出席議員)</p> <p>第5条 意見交換会に出席する議員(以下「出席議員」という。)は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 意見交換会案件に係る 委員会の委員</p>

重要案件意見交換会実施要領 【一部改正】

現行	改正後（案）
<p>（意見交換会の案件）</p> <p>第2条 規程第2条に定める意見交換会の案件は、原則として、委員会等から提出され議会運営委員会において決定した次の案件とし、議会が開催要請する場合、市民の申し込みによる開催の場合いずれも1回の意見交換会につき1案件を選択する。</p> <p>(1) まちづくり施策について</p> <p>(2) 公共交通について</p> <p>(3) 子ども施策について</p> <p>(4) 歴史文化保存展示施設について</p> <p>(5) 浜田の食と観光について</p> <p>(6) 浜田駅前周辺活性化について</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>(7) 産業建設委員会__所管事項（商工・農林水産・観光・建設・道路維持・公園等）について</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>（意見交換会の案件）</p> <p>第2条 規程第2条に定める意見交換会の案件は、原則として、委員会等から提出され議会運営委員会において決定した次の案件とし、議会が開催要請する場合、市民の申し込みによる開催の場合いずれも1回の意見交換会につき1案件を選択する。</p> <p>(1) まちづくり施策について</p> <p>(2) 公共交通について</p> <p>(3) 子ども施策について</p> <p>(4) 歴史文化保存展示施設について</p> <p>(5) 浜田の食と観光について</p> <p>(6) 浜田駅前周辺活性化について</p> <p><u>(7) 総務委員会の所管事項（総務・防災・財政・地域交通・消防等）について</u></p> <p><u>(8) 文教厚生委員会の所管事項（福祉・子ども子育て・医療・教育・文化・上下水道等）について</u></p> <p><u>(9) 産業建設委員会の所管事項（商工・農林水産・観光・建設・道路維持・公園等）について</u></p> <p><u>(10) 議会運営委員会の所管事項（議会の運営に関すること）について</u></p> <p><u>(11) 特別委員会の所管事項について</u></p>

議会傍聴者へのアンケート結果(令和8年3月浜田市議会定例会議分)

	No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2.傍聴目的		3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由			
R8.3 定例会議	22	2月26日	50代	東京都	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある 各団体や知人に誘われた	よくわかった		だいたいわかった	応対者の返答内容が、質問者からに十分な内容に至っていた		ユーチューブでの発信も観ているが、活発な議会と実行のスピードを市民にアピール頂きたい。	
	23	2月27日	70代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	よくわかった		よくわかった				
	24		70代	浜田	今回初めて	議員に誘われた	よくわかった		だいたいわかった				
	25		70代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	だいたいわかった		だいたいわかった				
	26		70代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	だいたいわかった		だいたいわかった				
	27		70代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	よくわかった		だいたいわかった				
	28		70代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	よくわかった	太陽光ソーラーの設置による被害がある。水害が一番に心配だ。	だいたいわかった	市の方針もわかるが、住民の事を重視してほしい。市長の答弁は良かった。			
	29		70代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	だいたいわかった		だいたいわかった				
	30		50代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	だいたいわかった		だいたいわかった				
	31				今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある 議員に誘われた	まったくわからなかった	声は聞こえるがほとんど出来なかった(耳が悪い)	まったくわからなかった	声は聞こえるがほとんど不明			
32		60代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	よくわかった		だいたいわかった					
33		80歳以上	浜田	1~2回傍聴したことがある	各種団体や知人に誘われた	まったくわからなかった	浜田市は企業の数が少く働く場所がいたので人は増々減少する。ゴルフリンクスと太陽光発電とは同グループと聞いている。	まったくわからなかった	個人で太陽光発電をするのとは違い、故障したら積立金で治すと聞いている。固定資産税と所得税が入るだけでも、有難いのでないか、貧乏市に企業誘致を議員さんは頑張ってください。				
34		70代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	よくわかった	質問内容が現在、我々が直面している内容であった	まったくわからなかった	我々は子や孫の代まで住む為に今のままでいいのかわからない				
35		80歳以上	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	まったくわからなかった		まったくわからなかった	市民生活部長、産業部長、他人事のような返答であった				
36		70代	浜田	1~2回傍聴したことがある	議会や市政に関心がある。 今回の議案や質問内容に関心がある。 議員に誘われた	よくわかった			住民の立場を理解していない				
37		70代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある	だいたいわかった		だいたいわかった					
38		70代	浜田	3回以上傍聴	議会や市政に関心がある。 今回の議案や質問内容に関心がある。	よくわかった	事前学習しているのがよくわかる	よくわかった	市長の答弁がペーパーなしで良い	タイムリーな問題点があるのに、市民が少い			
39	3月2日	70代	三隅	今回初めて	各種団体や知人に誘われた	だいたいわかった	質問者の答弁に対する答えが出ていないので			3月議会なので施政方針が教育方針についての質問が少ないように思える。もう少し追いつ込んだ質問を望む	質問をするのが目的に感じる、質問で答を出すのか目的を感じる		

議会傍聴者へのアンケート結果(令和8年3月浜田市議会定例会議分)

No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2.傍聴目的	3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
					該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由		
40		70代	浜田		議会や市政に関心がある。今回の議案や質問内容に関心がある。	だいたいわかった	質問と答弁が平行線に感じる。もう少し代案を示しながら突っ込みを期待したい。	だいたいわかった	守りの答弁が感じられる	質問が少し長い様な気がする。総花的ではなく、深堀を期待したい。	
41		60代	浜田	1~2回傍聴したことがある	議会や市政に関心がある各種団体や知人に誘われた	だいたいわかった	通告されているので質問内容はわかった。3月議会は本予算の関係でこういった質問が多くなるのはわかるが、もう少しつっこんだ質問を！(代表質問、委員会質問がないのだから)	だいたいわかった	観光戦略の答弁は不安するものがある(くり返しの答弁)外貨を稼ぐ、関西万博での効果拡大の取り組みが可視化されてない。(市民目線)	通告数が全般的に多く、もう少し深掘りした質問をしたものが欲しいと感じた。3月議会は市政方針を示されているか、一般質問での市長答弁が少なく感じた。	ベテラン議員頑張れ！応援します。